

(常勤の監査役及び常任監査役)

第28条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。また、常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。

(監査役会の招集)

第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発する。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等(会社法第387条に規定する報酬等をいう)は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任軽減)

第31条 本会社は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう)によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。

本会社は、社外監査役との間に、その責任について、1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう)を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 本会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

以 上